

福島第一原発事故による被害の全面救済の実現及び 原発推進政策から即時撤退し原発ゼロ社会の実現を求める決議

- 1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に5年半が経過した。それにもかかわらず、依然として放射能で汚染された地下水は海へ流入し続けるなど、事故の収束は目途すらも立っていない。未だ9万人近くの福島の人々が避難を余儀なくされており、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償も実現されていない。これらの事実は、ひとたび原発に重大な事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。
- 2 それにもかかわらず、政府は、2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画で、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、「世界一厳しい」と称した新規制基準に適合した原発の再稼働を進めることを決め、その方針のもと、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると判断した九州電力川内原発1号機を2015年8月11日に、同2号機を同年10月15日に、関西電力高浜原発3号機を2016年1月29日に、同4号機を同年2月26日に、四国電力伊方原発3号機を2016年8月12日に、それぞれ再稼働させた（高浜原発3・4号機は現在停止中）。高速増殖炉もんじゅの廃炉が決定的となり、政府が推進する核燃料サイクル政策の枠組みは、実質的に破綻した。使用済み核燃料の処理の見通しも立たないまま、原発の再稼働を進めることはあまりに無責任であると言わざるを得ない。
- 3 東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を契機として制定された原子力規制委員会設置法に基づいて、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全等に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務として設置されたのが原子力規制委員会（規制委）である。

しかしながら、規制委は、運転開始後40年を経過し経年劣化した関西電力高浜原発1、2号機について、2016年6月20日、運転期間を最長20年延長することを認可した。さらに規制委は、同年10月5日、同じく関西電力が40年を超えて運転することを目指す美浜原発3号機についても、新規制基準に適合すると決定した。これらの決定は、福島第一原発事故を受けて導入された原発の運転期間を40年とする原則（原子炉等規制法43条の3の32第1項）を骨抜きにするものである。規制委の判断は、原発再稼働を推進させる政府の立場に追従するものであり、もはや中立公正な立場で安全の確保を図るという法で定められた任務を放棄したものと一言わざるを得ない。
- 4 政府、規制委、電力事業者が、無責任な原発推進政策を進める一方で、国民の常識に合致し、警鐘を鳴らす司法判断もあった。福井地裁は、2014年5月21日、半径250キロメートル圏内の住民の人格権に基づいて大飯原発3、4号機の運転差止請求を認める画期的判決を下した。また同じく福井地裁は、2015年4月14日、

高浜原発3、4号機について「新規規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」、「新規規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できる」とし、運転差止の仮処分を決定した。

この福井地裁の決定は、大阪高裁の即時抗告審で覆されたものの、今度は大津地裁が、2016年3月9日、同じ高浜原発3、4号機について運転差止の仮処分を決定した。同決定は、福島第一原発事故により原子力発電所の危険性を実際に体験した現段階においては、過酷事故対策などで危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残るなど、住民の人格権を侵害するおそれが高いにもかかわらずその安全性が確保されているとはいえないとした。新規規制基準に「適合する」と判断されて現に再稼働した原発の運転停止を初めて命じるものであり、極めて常識的かつ画期的な司法判断である。

他方、鹿児島地方裁判所は、2015年4月22日、九州電力川内原発1、2号機の運転差止仮処分申立を却下する不当決定をした。そして、この決定は、2016年福岡高裁宮崎支部の即時抗告審で維持された。これらの不当決定は、人権擁護の砦となるべき司法の責務を放棄することにとどまらず、政府の原発推進政策に追従し、新たな原発安全神話の創設に積極的に加担するものと言わざるを得ない。

- 5 自由法曹団は、政府に対し、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、同原発事故の責任を認め、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロの社会を実現することを求める。そのうえで、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現に最優先で取り組むことを求める。我々はそのためのたたかいに全力を傾注することを決議する。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会